

○富士市落葉果樹及びかんきつ類特産化支援補助金交付要綱

令和2年3月31日

告示第53号

改正 令和3年3月31日告示第58号

富士市かんきつ類苗木購入費補助金交付要綱（平成29年富士市告示第31号）の全部を改正する。

改正 令和5年3月31日告示第57号

改正 令和6年3月29日告示第56号

（趣旨）

第1条 この要綱は、落葉果樹及びかんきつ類の特産物としての生産を促進するため、落葉果樹園整備事業又は苗木購入事業を行う者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 落葉果樹 種類が梨、キウイフルーツ、ぶどう、ブルーベリー又はいちじくである果樹をいう。
- (2) かんきつ類 種類がみかんのうち品種が青島温州、寿太郎温州、不知火、はるみ、ゆら早生若しくは宮川早生である果樹又は種類がレモンである果樹をいう。
- (3) 落葉果樹園整備事業 次のいずれかに該当する事業であって事業費の合計が10万円以上のものをいう。

ア 落葉果樹の果樹園の抜根、整地、当該抜根若しくは整地と合わせて行う土壌改良又は土壌消毒に係るもの

イ 落葉果樹の果樹園の栽培棚の整備に係るもの

ウ 落葉果樹の果樹園の遮光、遮熱、防風又は防水のための資材の設置に係るもの

- (4) 苗木購入事業 落葉果樹又はかんきつ類の植栽又は改植を行うための苗木を10本以上購入する事業をいう。

（交付の対象等）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する個人又は市内に本社若しくは

主たる事業所を有する法人であって、落葉果樹又はかんきつ類を販売する目的で生産するものとする。

- 2 補助金の交付の対象となる農地は、市内に所在し、耕作の目的に供される土地（当該土地が補助金の交付の対象となる者の所有に属さない場合にあつては、落葉果樹園整備事業及び苗木購入事業（以下「補助対象事業」という。）を行うことについて当該土地の所有者の同意を得たもの）とする。

（補助の対象及び補助額）

第4条 補助金の対象及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の交付は、一の年度において、前条第1項に規定する個人又は法人につき1回限りとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同一年度内に富士市茶園転換支援事業補助金交付要綱（平成27年富士市告示第51号）の補助金の交付を申請し、又は交付を受けている者（第2条第3号イ又はウの補助金の交付に係るものを除く。）は、交付の対象としない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、富士市落葉果樹及びかんきつ類特産化支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業を行う農地の位置図
- (2) 補助対象事業を行う前の農地の写真
- (3) 補助対象事業に要する費用が分かる書類
- (4) 落葉果樹園整備事業を行う場合は、施工の内容が分かる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、富士市落葉果樹及びかんきつ類特産化支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助対象事業を行った後、当該落葉果樹及びかんきつ類を5年以上作付けすることを条件として付するものとする。

（変更の承認申請）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ富士市落葉果樹及びかんきつ類特産化支援補助金変更承認申請書（第3号様式）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付の決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業を行った後の農地の写真
- (2) 補助対象事業に要した費用が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、実績の報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、富士市落葉果樹及びかんきつ類特産化支援補助金確定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第58号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和5年3月31日告示第57号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日告示第56号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助の対象	補助額
1 落葉果樹園整備事業	落葉果樹園整備事業に要する費用（自ら事業を行う場合にあっては、第2条第3号イ及びウに要した費用のうち資材の購入に要した費用に限り、かつ、第2条第3号アに要した費用を除く。）	補助の対象経費に5分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。
2 苗木購入事業	苗木購入事業に要する費用	補助の対象経費に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、2万円を限度とする。

第1号様式（第5条関係）

富士市落葉果樹及びかんきつ類特産化支援補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 富士市長

住 所

申請者 氏 名

(氏名を自書しない場合は、記名押印すること。)

電話番号

富士市落葉果樹及びかんきつ類特産化支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交 付 申 請 額	円	
総 事 業 費	円	
補助対象事業	落葉果樹園整備事業	苗木購入事業
	事業内容	種類又は品種 本数
	補助申請額 円	補助申請額 円
	事業費 円	事業費 円
対 象 農 地 地 番		
総 面 積		
事 業 開 始 予 定 月	年 月	年 月
事 業 完 了 予 定 月	年 月	年 月
5年以上作付けすることの意思の有無	有 ・ 無	有 ・ 無

私は、富士市落葉果樹及びかんきつ類特産化支援の申請に当たり、市長が住民基本台帳の調査を行うことについて同意します。

氏名

(氏名を自書しない場合は、記名押印すること。)

私が所有する農地において、申請者が富士市落葉果樹及びかんきつ類特産化支援を行うことに同意します。

所有者住所

所有者氏名

(氏名を自書しない場合は、記名押印すること。)

第2号様式（第6条関係）

富士市落葉果樹及びかんきつ類特産化支援補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付けで申請のあった富士市落葉果樹及びかんきつ類特産化支援補助金については、交付することに決定したので通知します。

交 付 決 定 額	円
交 付 の 条 件	

第3号様式（第8条関係）

富士市落葉果樹及びかんきつ類特産化支援補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

申請者 氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた落葉果樹園整備事業又は苗木購入事業を変更することについて承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

実績報告書

年 月 日

(宛先) 富士市長

住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

報告者 氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた落葉果樹園の整備又は苗木購入事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

交付決定額	円
完了年月日	
実施面積	
実施事業	
事業経費	円

第5号様式（第10条関係）

富士市落葉果樹及びかんきつ類特産化支援補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 印

年 月 日付け 第 号により決定した富士市落葉果樹及びかんきつ類特産化
支援補助金について、交付額を確定したので通知します。

交 付 決 定 額	円
交 付 確 定 額	円

第1号様式（第5条関係）

（一部改正〔令和3年告示58号〕）

（一部改正〔令和6年告示56号〕）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第8条関係）

（一部改正〔令和3年告示58号〕）

第4号様式（第9条関係）

（一部改正〔令和3年告示58号〕）

第5号様式（第10条関係）